

(指定解除を答申された文化財)

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	半田の大ザクラ	1樹	美馬郡つるぎ町 半田字高清1725	武田 初男 つるぎ町長

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(解除)

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときおよび前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

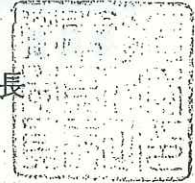
3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。



教文第945号  
平成26年2月7日

徳島県文化財保護審議会会長 殿

徳島県教育委員会委員長



文化財指定の解除について（諮問）

このことについて、文化財の保護に関する条例（昭和32年条例第23号）第8条第3項の規定により、次のとおり諮問します。

諮問事項

（指定解除文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	半田の大ザクラ	1樹	美馬郡つるぎ町 半田字高清1725	つるぎ町長



県文審5号  
平成26年3月19日

徳島県教育委員会  
委員長 松重 和美 殿

徳島県文化財保護審議会  
会長 丸山 幸彦



文化財の指定の解除について（答申）

平成26年2月7日付け教文第945号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県指定文化財の解除を適当と認めますので、ここに答申いたします。

（指定解除を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	半田の大ザクラ	1樹	美馬郡つるぎ町半田字 高清1725	武田 初男 つるぎ町長

（指定解除を適当とする理由）

「半田の大ザクラ」は昭和57（1982）年に県指定されたが、平成4（1992）年頃から、樹勢の衰えが指摘されるようになり、半田町教育委員会（当時）が施肥、日照確保のための周辺のスギの伐採など、樹勢回復に努めた。平成16（2004）年には、半田町教育委員会が植物学者等の指導を受け、樹幹の主要部のみを残して分岐部の枝を全て切除した上で、樹皮を赤土及び麻布で覆い、その上を板で固定するなどの大がかりな措置を施し、樹勢回復を図った。

平成18（2006）年度に、県文化財保護審議会委員が調査したところ、処置を施した樹幹部の小枝に開花が認められたので、生存の可能性も否定できないと判断し、経過を観察することにした。

平成25（2013）年度に入り、つるぎ町教育委員会から、指定解除について相談があった。県文化財保護審議会が調査したところ、樹幹の樹皮は全て腐朽し、生存部分を確認できなかった。「半田の大ザクラ」は完全に枯死しており、県指定を解除することが適当と判断する。

## 意見書

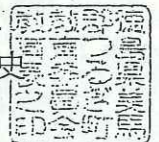
昭和57年に県指定を受けた「半田の大ザクラ」については、平成4年頃より樹勢にかげりが見え始め、日照量を確保するため周辺の杉の伐採や、施肥を行ってきましたが効果が見られませんでした。平成16年に調査を行った際に、再生・保存はほぼ不可能と診断され、ひこばえを期待して株だけ残してきましたが、結果がでませんでした。つるぎ町文化財保護審議会の意見も合致し、県指定文化財としての価値はないと判断されましたので指定解除もやむをえないと考えます。

本樹は、地域の象徴として住民に長年親しまれていました。そのまま滅失してしまうのは忍びないため株の一部を持ち帰り、観賞できるよう展示し保存することを検討しています。

平成26年1月22日

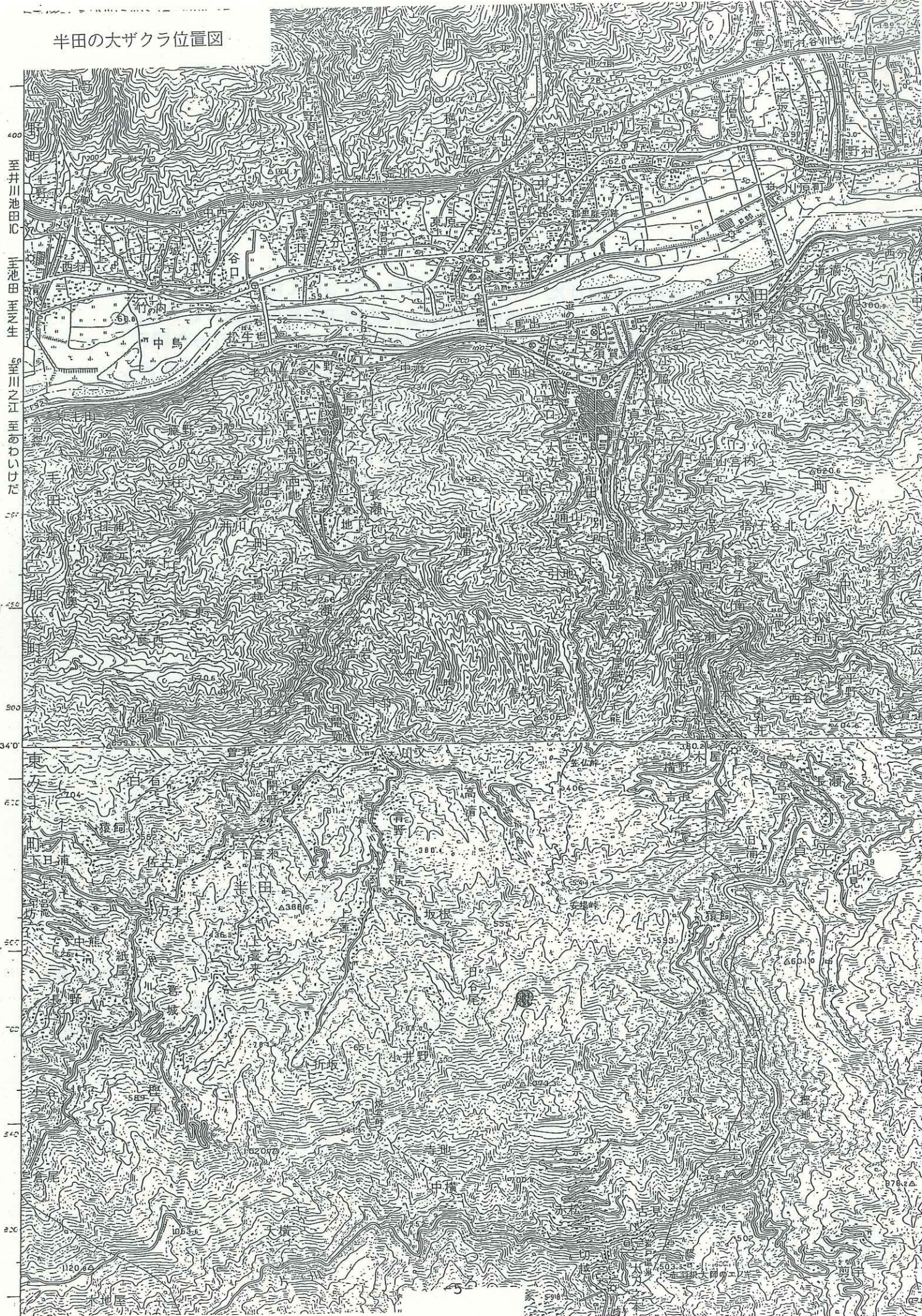
つるぎ町教育委員会

教育長 横野 健史





半田の大ザクラ位置図





県指定天然記念物「半田の大ザクラ」の保護対策と経緯について

半田の大ザクラは昭和57年12月28日に県指定天然記念物に指定される。樹勢旺盛な頃は幹廻り5.5メートル県内最大級の巨木であったが、平成4年頃より樹勢の衰えが見え始め、日照量確保のため周辺杉の伐採や施肥を行ってきたが、平成16年に診断を受けた際には再生・保存は、ほぼ不可能と判断される状況になる。ひこばえが生えてくるのを期待し指定解除を保留していたが、樹皮もほぼ死滅している。以前は指定解除を惜しむ地元の声もあったが、昨今は現在の株だけの状態では指定解除も仕方がないという認識が多い。つるぎ町文化財保護審議員の意見も合致し、県指定天然記念物としての価値はないと判断され、指定解除もやむをえないと考える。

以下にこれまでの経緯を示す。

平成4年	阿波学会紀要の記述に以下のようにある。 「周辺が杉の植林になっているため、杉の成長に伴って日当たりが悪くなり、張り出した枝が枯れ落ちている。スギの植林中にすっぽりと囲まれた状態なので、中央部分だけは日当たりも良く、開花が見られた。樹幹にはキノコが着生し樹勢も衰えているので更に手厚い保護を要する。」
平成4年から 平成12年頃まで	2～3年に1回程のペースで施肥（鶏糞）を行う。
平成7年から8年	樹木医の指示で日照量が心配された周辺のスギを伐採し、見学もできるスペースを作成する。
平成10年	5月、樹木医と半田町教育委員会が現地調査を行う。山の高所であるため水、肥料分が不足していることや、周囲の育成環境条件の悪化などから、乾燥が激しく、樹勢は異常が明らかに認められるほか、大枝や幹の腐朽がかなり進み、古損現象が顕著であると診断された。
平成12年	4月、半田町教育委員会が現地調査を行う。数本の枝が枯れていることを確認。5月、周辺の雑草除去・施肥を行う。
平成13年	4月、半田町教育委員会による現地調査、太い枝の一本が枯れ落ちて落下。周辺の雑草除去・施肥を行う。6月、徳島県教育委員会・徳島県自然保護協会・徳島県文化財巡視員・半田町教育委員会により現地調査を行う。調査の結果、各調査員の方々も「他の枝も落ちる可能性があり、ほとんど枯死しているが、生き返る可能性はある。」ということに一致した。
平成15年	4月、半田町教育委員会が現地調査、さらに二本の枝が落下。また、周囲の土地がイノシシに掘り起こされてかなり荒れた状態であった。



	<p>大ザクラについても乾燥や腐朽が更に進行し、既に枯死に近い状態であると思われたため、徳島県教育委員会へ連絡し、現地調査報告書を提出。</p>
平成16年	<p>5月、徳島県教育委員会、半田町教育委員会が現地調査。TerraTeck、グリーンエンバイロメントによる樹木診断を行う。</p> <p>診断結果は次のようになった。</p> <p>「生長錐で形成層をくり貫き材質の生化学検査実施。テトラゾリウム試薬検査では材の活性度がなくほとんど死滅状態でした。ドリル抵抗式診断装置DmPで腐朽検査。得られた抵抗値のグラフは内部がほとんど腐朽していることを示しました。主幹(幹周548cm)はほとんど空洞で弾性波もセンサーに伝わらず計測不能でした。やむなく生き残りの枝(C:366cm)を音波診断しました。」</p> <p>主幹の空洞化が進行し、枝についてはかなり腐朽しており倒木の恐れもあり早急に枯損枝を切除する必要がある。再生・保存は、ほぼ不可能と判断される。</p> <p>6月、半田町教育委員会は現状変更申請を提出し、枯れ落ちてしまう前に安全確保のため枝を落としてしまい、現在の状況になる。半田町教育委員会では一部、萌芽枝と思しきものが育っているものについて根の保護をし、健全化を図るようにする。</p>
平成18年	<p>5月、徳島県文化財保護審議会委員が萌芽枝の調査を行う。未生のものかどうかは5年から10年様子を見る必要があるので、指定解除はまだすべきではないとの判断が降りる。</p>
平成23年	<p>ひこばえが生えてくることを期待し株を残していたが、結果が出ていない。5月、つるぎ町文化財保護審議会委員の研修で現地視察を行ったが、県指定文化財としての価値はないとの判断がなされた。</p>



半田の大ザクラ 写真資料 (平成25年10月31日撮影)



東側全景



東側



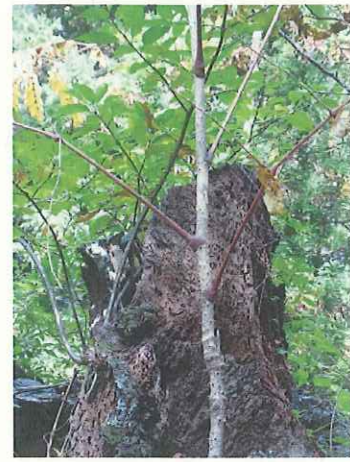
ヤマザクラ、タラノキ、  
ノリウツギ、リョウブなどが着生



北側



西側



南側  
タラノキが着生



南側の根元



北東側の根元



半田の大ザクラ 写真資料（平成4年版「徳島の文化財」）





## 徳島県内における指定文化財件数

平成26年03月26日現在

分 類	種 別	国指定	県指定	合 計	
有 形 文 化 財	建 造 物	17	16	33	
	美 術 工 芸 品	絵 画	6	29	35
		彫 刻	15	37	52
		工 芸 品	0	41	41
		書跡・典籍・古文書	3	23	26
		考 古 資 料	3	17	20
		歴 史 資 料	1	5	6
		〈 内 計 〉	28	152	180
無 形 文 化 財	芸 能	0	0	0	
	工 芸 技 術	0	6	6	
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財	7	51	58	
	無形民俗文化財	2	13	15	
記 念 物	史 跡	9	28	37	
	名 勝	3	3	6	
	名勝天然記念物	0	2	2	
	天 然 記 念 物	動 物	10	3	13
		植 物	11	54	65
		地 質 ・ 鉱 物	4	7	11
		〈 内 計 〉	25	64	89
〈 小 計 〉	37	97	134		
重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2	
重要文化的景観		1	—	1	
選 定 保 存 技 術		1	1	2	
合 計		95	336	431	
登 録 文 化 財	登録有形文化財（建造物）	109	—	109	
	登録有形文化財（美術工芸品）	0	—	0	
	登録有形民俗文化財	1	—	1	
	登録記念物	0	—	0	
重 要 美 術 品		7	—	7	
記録措置すべき無形民俗文化財		11	0	11	